

杉並区就労自立準備金のご案内

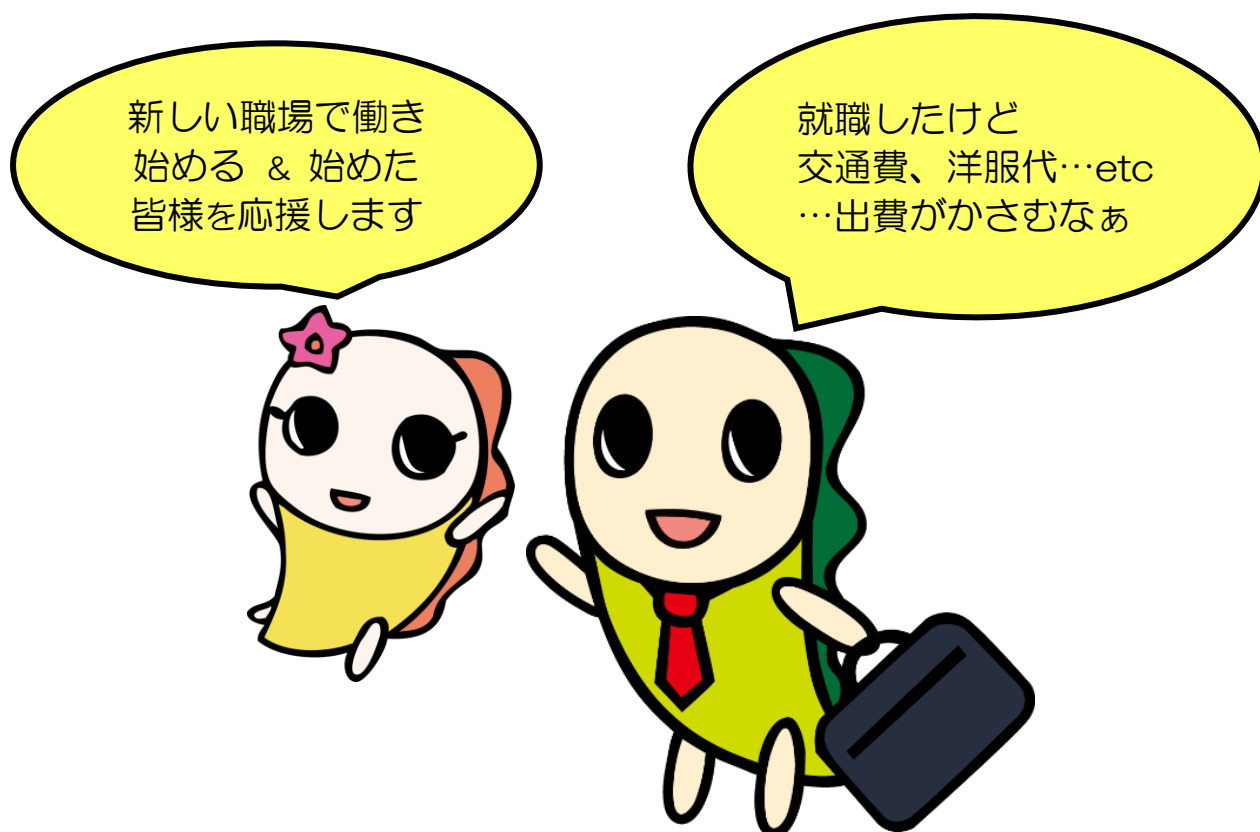
令和4年4月から令和5年3月までに

住居確保給付金 又は

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

を杉並区で受給した方で、

その間、**新たに就職した方に5万円**を支給します。



詳しい条件や手続き方法は裏面をご覧ください！

<p>対象者</p>	<p>① 住居確保給付金を令和4年3月支給から令和5年2月支給（令和4年4月から令和5年3月の家賃相当分）の間に杉並区で受給している方</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を令和4年4月から令和5年3月の間に杉並区で受給している方</p> <p>①②いずれかに該当し、上記の杉並区での受給期間中に6か月以上または期間の定めのない雇用を伴う就職をした方 ※ただし、申請日時点で生活保護を受給していない方</p> <p><u>このような場合も対象になります！</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルバイトやパートの雇用形態で6か月以上または期間の定めのない雇用契約をして就職した場合 ・本業は個人事業主だがダブルワークとして6か月以上または期間の定めのない雇用契約をして就職した場合 ・就労開始は令和5年4月だが、要件となる期間中に採用内定を通知された場合（採用内定通知等、通知日を証明する書類が必要になります） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※就職後に一定基準額以上の収入を得ている場合、住居確保給付金や新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給は中止になります。申告を怠って受給していた場合には返還請求の対象となる場合があります。</p> </div>
<p>支給金額</p>	<p>一律5万円（1人1回限り）</p>
<p>申請方法</p>	<p>必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区就労自立準備金支給申請書 ・雇用を確認できる書類（雇用契約書、労働条件通知書等） <p>申請期限</p> <p>令和5年3月31日（金）</p> <p>申請方法</p> <p>郵送で下欄の住所あてに申請してください。</p>
<p>申請先</p> <p>（右欄を切り取り封筒の宛名欄に貼りつけて郵送してください）</p>	<p>〒167-0032</p> <p>杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3F</p> <p>杉並福祉事務所生活自立支援担当</p>
<p>お問合せ</p>	<p>080-6920-0495（生活自立支援担当）</p> <p>受付時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p>